

2021年1月7日

関係各位

株式会社グリーンエコ

新型コロナウイルス感染症対策に係る「緊急事態宣言」を受けた弊社東京事務所の対応について

平素は格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。

この度、新型コロナウイルス感染防止のため政府より2021年1月7日に発令された緊急事態宣言を受け、緊急事態宣言期間の間（2月7日迄）、弊社東京事務所の業務につきましては下記の通り対応させていただきます。

また、今後も引き続き政府並びに東京都の方針や要請を踏まえ対応を行い、感染拡大防止に努めて参ります。

今回の措置により関係各位にはご不便とご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 出社執務

出社する社員を可能な限り減らすことに努め、在宅勤務（テレワーク）によって、事業の公共性を鑑み事業継続をします。

出社する社員においては、自転車、自動車等の利用など、人との接触を出来るだけ避けた通勤・移動を実施します。また、その他出社する社員のローテーションを組むなどフロア内の執務密度低減を図ります。

2. 執務管理

毎朝の検温の実施と体調管理を行い、マスクの着用、手洗いやアルコール消毒の励行し、密閉・密集・密接を出来るだけ避け、ソーシャルディスタンスの確保を心掛けます。

3. 業務対応

協議・打合せ等は、可能な限り電話・メールなど対面しない方法での実施をお願いします。また、訪問調査等の業務に関しましては、発注者様のご意見・指示を仰ぎ対応します。

4. 本社対応

大阪本社と東京事務所の往来に関しては、社員の往来は禁止とし、リモートでの対応とします。